

民法（債権法）改正知財セミナー

～民法（債権法）改正の技術契約への影響～

2019年7月30日(火)

14:00～17:00 (受付開始 13:40～)

民法は、私人間の法律関係を規律する基本法であり、それ故、日常生活のみならず会社間の取引においても適用される大変重要な法律です。民法（債権法）は、約120年間、全般的な見直しがなされてきませんでした。今回、社会・経済の変化に対応するため、全面的に改正されました。それ故、今回の改正は、様々な技術契約へ少なからぬ影響を及ぼすものです。来々年（2020年）4月1日の改正民法（債権法）の施行に先だって、その概要と主な内容、更には、様々な技術契約への影響について知識を深めていただき、契約内容の見直しを含めた検討の端緒となれば幸いです。

※講師と同業とみなされる方、土業及びコンサルタントの方等の受講はご遠慮いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

会場	(公財) 東京都中小企業振興公社 3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面の地図をご覧ください。		
内容	○民法（債権法）改正の概要 ○民法（債権法）改正の内容 ～重要論点を中心に～ ○民法（債権法）改正と技術契約 ～契約上の留意点（中小企業の視点からの契約規定の見直しを見据えて）～		
対象	都内中小企業の方(注1)、都内個人事業主の方		
講師	弁護士 藤井 幹晴 氏 (八重洲グローバル法律事務所) (略歴) 上智大学法学部を卒業後、1996年に弁護士登録。日本弁護士連合会の司法制度調査会委員長、第一東京弁護士会の司法制度調査委員会委員長、綱紀委員会委員を歴任。現在東京簡易裁判所民事調停委員を務められており、当センターでも相談に携わっていらっしゃいます。		
定員	60名	参加費	無料

- (注1) 大企業の方、講師と同業とみなされる方、土業及びコンサルタントの方等の受講はご遠慮頂いております。また、大企業の関連会社の方、都外の方は定員の関係上、受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注2) 欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注3) セミナー資料の配布は参加者のみとします。
- (注4) セミナー受講時のパソコンのご使用はご遠慮頂いております。

◆ 申込方法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。
 当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

問い合わせ先 公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター セミナー担当 (電話) 03-3832-3656

FAX番号 03-3832-3659

※FAX番号の誤送信にご注意ください！送信前に今一度、FAX番号をご確認ください。

民法（債権法）改正知財セミナー

～民法（債権法）改正の技術契約への影響～

2019年7月30日(火)

14:00～17:00（受付開始 13:40～）



企業名				部署名			
役職				出席者名			
所在地							
TEL				FAX			
E-mail	@						
資本金	万円	従業員	名	業種			

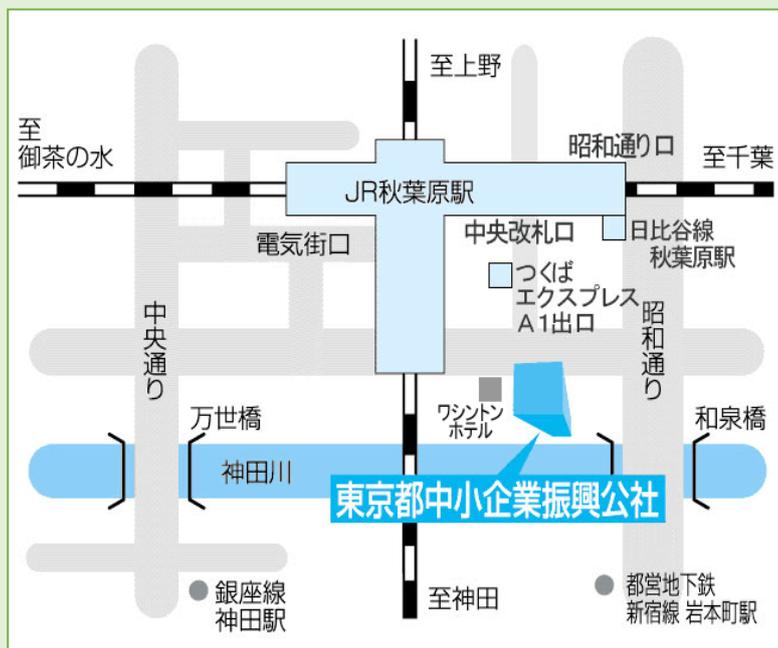
最寄駅からの時間(徒歩)

★JR秋葉原駅(中央改札口)…1分

★東京メトロ日比谷線
秋葉原駅(5出口)…3分

★つくばエクスプレス
秋葉原駅(A1出口)…1分

★都営新宿線
岩本町駅(A3出口)…5分



■申込者情報のお取り扱いについて■

利用者 (公財) 東京都中小企業振興公社 (東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ

(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。



～東京2020大会等を契機とするビジネスチャンスはこのサイトから～

ビジネスチャンス・ナビ2020



ビジネスチャンスナビ で検索!